

これって、  
どんな税?!

# 軽油引取税

乗用車、バス、トラック、ダンプカーなどのディーゼルエンジンに使用する軽油の購入者などにかかる税金です。

## 納める人

1. 特約業者・元売業者から軽油の引取りを行った人（特約業者・元売業者を通じて納めます。）  
このため、消費者が支払う軽油代金の中には軽油引取税が含まれています。  
元売業者とは……軽油の製造業者、輸入業者、販売業者のうち、総務大臣が元売業者として指定したもの  
特約業者とは……元売業者と契約して軽油を販売する業者で、知事が特約業者として指定したもの
2. 軽油に軽油以外の油（灯油など）を混和して製造された軽油を販売した業者
3. 軽油またはガソリン以外の油（灯油、重油など）を自動車の燃料として販売した販売業者、または消費した場合の自動車の保有者

※ 軽油に灯油などを混ぜて軽油を製造したり、重油・灯油などの炭化水素油を自動車の燃料として譲渡・消費する場合などは、事前に県税事務所長の承認が必要です。

## 納める額

軽油1キロリットルにつき、32,100円

## 免 税

次の用途に使用する軽油の引取りに対しては、免税の手続きをして県税事務所長の承認を受けた場合に限り課税されません。

（主なもの）

1. 農業・林業用機械の動力源
2. 船舶・鉄道・軌道用車両の動力源
3. 鉱物等の掘採事業用機械の動力源
4. 木材加工業用機械の動力源
5. セメント製品製造業用機械の動力源

## 申告と納税

元売業者・特約業者が販売業者や消費者に軽油を引き渡したとき、代金といっしょに税金を受け取り、毎月分を翌月末日までに申告し、納めることになっています。

## 徴収の猶予

取引先などから、税金を含む軽油の代金を納期限までに受け取ることができなかった場合は、納期限までに納税できないと認められる税額について、2ヶ月以内の期限に限って、徴収が猶予されます。（猶予を受けるためには申請が必要です。）

**軽油は県内の販売店で買いましょう**



## この県税についてのお問い合わせ先

免税手続きについてお尋ねになりたいことがありましたら最寄りの県税事務所まで、その他申告等についてお尋ねになりたいことがありましたら西部県税事務所又は県庁税務課までお問い合わせください。

名 称	担 当	電 話 番 号	F A X 番 号	所 在 地
鳥取県東部県税事務所	事業税担当	(0857)20-3518	(0857)20-3519	〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176（鳥取県東部庁舎4階）
鳥取県中部県税事務所	事業税担当	(0858)23-3111	(0858)23-3118	〒682-0802 倉吉市東巖城町2（中部総合事務所内1階）
鳥取県西部県税事務所	事業税担当	(0859)31-9627	(0859)31-9613	〒683-0054 米子市鞆町一丁目160（西部総合事務所内3階）
鳥取県西部県税事務所日野支所	事業税担当	(0859)72-2083	(0859)72-2072	〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1（日野振興センター1階）
鳥取県庁税務課	課税担当	(0857)26-7053	(0857)26-7087	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220